

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 25 年 4 月 11 日をもって信託を終了（繰上償還）する予定ですのでお知らせします。

1．対象となる証券投資信託の名称

ノムラ・グローバル・リーダーズ（資産成長型）

ノムラ・グローバル・リーダーズ（年 4 回分配型）

2．信託の終了の理由

各ファンドの受益権口数の合計が 20 億口を下回る状態にあるため、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了するものです。

3．諸手続きについて

上記の信託の終了について書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を実施いたします。平成 25 年 1 月 21 日時点の各ファンドの受益者の皆様に対して、後日、信託終了（繰上償還）に関する書面決議のお知らせを送付いたしますので、当該書面決議について議決権を行使される方は、平成 25 年 3 月 4 日（必着）までに、同封の議決権行使書面の記載内容にしたがいご記入の上、ご郵送ください。なお、議決権を行使しない場合は、当該受益者は本書面決議について賛成するものとみなされます。

書面決議に賛成した受益者の数が平成 25 年 1 月 21 日現在の受益者総数の 2 分の 1 以上であって、かつ、賛成した受益者の受益権の合計口数が、平成 25 年 1 月 21 日現在の受益権の総口数の 3 分の 2 以上となった場合は、信託終了（繰上償還）の届出を行ない、平成 25 年 4 月 11 日をもって信託を終了することを予定しております。

信託を終了することとなった場合、書面決議に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、各ファンドの受託会社に対し、平成 25 年 3 月 6 日から平成 25 年 3 月 26 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 25 年 1 月 18 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社